

[事案 28-39] 損害賠償等請求

・平成 29 年 8 月 31 日 裁定不調

<事案の概要>

募集人の説明不十分等を理由として、損害賠償等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

A 保険会社（相手方）との間で、平成元年 12 月および平成 6 年 12 月にがん保険（契約①・②）を契約した。その後、B 保険会社と平成 11 年 3 月に終身保険（別契約①）を契約し、さらに、C 保険会社と平成 26 年 4 月に入院保険（別契約②）を、同年 5 月にがん保険（別契約③）を契約した。そして、同年 4 月に別契約①を解約し、同年 7 月に契約①および契約②を解約した。その後、平成 27 年 5 月に別契約②および別契約③を解約した。

以下の理由により、①別契約①を元に戻すか、もしくは 150 万円の支払い、または、別契約①と同等の契約を締結したうえで別契約①との差額保険料の支払い、②慰謝料 130 万円および確定申告で所得控除されなかった金額相当額の賠償を求める。

- (1) A 保険会社の代理店である募集人は、各別契約の募集に際して、各契約と各別契約の保障内容の違いやメリット・デメリット等について説明しなかった。
- (2) 募集人は、当初から乗換を勧めようという意図が明白で、自分が既契約についての説明を希望していても、強引に乗換に誘導した。
- (3) 契約①および契約②は不利な時期に解約させられ、解約の必要はなかった。
- (4) 別契約①は利率のよいもので、解約の必要は全くなかった。
- (5) 契約後、募集人は「前納した保険料は解約しても返金されない」などと虚偽の説明をしたため、契約①および契約②の解約の時期が遅れた。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、損害賠償義務の生じるような行為は行っていない。
- (2) 募集人は、当社の専属代理店の所属ではなく、乗合代理店であり、その募集行為による損害賠償責任は、契約の締結に至った保険会社が負う。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本募集行為は専ら C 保険会社の契約の募集行為であることから、申立人の各主張を理由とした A 保険会社の損害賠償責任等は認められないが、A 保険会社が和解を提案していること、および紛争の早期解決の観点から、本件は和解により解決を図ることが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人においては和解案を受諾する意思が認められなかったため、手続を終了した。